

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015神第6号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年12月27日 14時40分ごろ
発生場所	高知県高知市高知港南方沖 高知灯台から真方位150°4,200m付近 (概位 北緯33°27.80′ 東経133°35.73′)
事故等調査の経過	平成27年1月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第5 ^{ぼめ} 夢丸、4.8トン K03-19918（漁船登録番号）、個人所有 第282-20563号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 独 ^{どっこいしやう} 恋笑、5トン未満（長さ6.71m） 282-14482高知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷等 B 左舷船尾部に破口を伴う擦過傷等
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、高知港沖での操業を終え、同港に向けて帰途についた。 A船は、船長Aが船首方にB船を認め、速力を落として北北西進中、平成26年12月27日14時40分ごろA船の船首部がB船の左舷船尾部に衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、高知港南方沖で船首を南方に向けて釣りをしながら錨泊中、船長Bが、左舷船首方からB船に向けて接近するA船を視認し、A船がB船付近で釣りをするのか、若しくはB船を避航するだろうと思っていたところ、A船が針路を変えずに向かってきたので危険を感じ、立ち上がって両手を大きく振り、大声で叫んだが、A船が衝突した。 船長Bは、衝突の衝撃で転倒した際、腰を打った。 A船及びB船は、互いに損傷状況等を確認した後、A船がB船をえい航して高知港に戻り、船長Bは病院で腰の打撲と診断された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期

その他の事項	船長Bは、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし A船は、高知港南方沖を北北西進中、船首方で錨泊中のB船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、高知港南方沖で釣りをを行いながら錨泊中、船長Bが、左舷船首方から接近するA船を視認し、A船が針路を変えずに向かってきたので危険を感じ、注意喚起を行ったものの、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、高知港南方沖において、A船が北北西進中、B船が錨泊中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 錨泊中、接近する他船を認めた場合、他船に避航する様子が見られない状況においては、適切な時機に衝突を避けるための動作をとること。